## Q 1：いつから適用されるのか。

A 1：所管行政庁への認定申請日が令和 4 年 2 月 20 日以降の場合に適用されます。令和 4 年 2 月 18日（金）以前に登録住宅性能評価機関で事前審査を受け，適合証が発行されている場合 でも同様ですので，その場合は令和4年2月18日（金）までに所管行政庁へ申請ください。

Q 2 ：令和 4年2月18日（金）以前に認定申請した認定長期優良住宅で，令和 4 年2月20日以降


A 2：当初認定申請日が令和 4 年 2 月 18 日以前の認定を受けた長期優良住宅については，令和 4年2月20日以降の変更の認定申請等がある場合でも，当該基準は適用されません。

Q 3 ：長期優良住宅の認定を受けたのち，認定日以降に追加て指定された災害配慮対象区域の区域内となった場合はどうなるのか。

A3：当初認定申請時の基準が基本となるため，認定日以降に区域内となった場合でも長期優良住宅の取消しにはなりません。また，Q 2 と同様に変更の場合でも適用されません。

## 兮甜4年2月20日から

「長期優良住宅認定申請」 に関する以下の事項が変わします。
Q 4 ：当初建笨時に災害配虚対象区域内のため，認定出来なかった住宅について，見直し等により災害配虚対象区域外となった場合はどうなるのか。

A 3 ：建筑工事着手後に区域外となり，認定基準に適合したとしても長期優良住宅とは出来ません。 ただし，増改築し，増改築の認定申請を行う場合は長期優良住宅とできる可能性があります。 または，令和 4 年 10 月 1 日以降に長期優良住宅法が再度改正され，既存住宅の認定申請制度が創設される予定ですので，その手続きにより長期優良住宅に出来る可能性があります。

## その他，疑問点等ありましたら以下「お問合せ先」までご連絡ください。

| お問合せ先 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 住宅の建等場所 | 申請窐口 | 電話番号 |  | 住宅の建等場所 | 申請窝口 | 電話番号 |
|  | いなべ市，木曽岬町，東員町 | 桑名建設事務所建築開発室 | $\begin{aligned} & \hline \text { 0594- } \\ & 24-3667 \\ & \hline \end{aligned}$ |  | 桑名市 | 桑名市役所都市整備部 建築審査室 | $\begin{aligned} & \hline 0594- \\ & 24-1218 \end{aligned}$ |
|  | 亀山市※，荒野町，朝日町，川越町 | 四日市建設事務所建築開発室 | 059－ $352=0684$ |  | 四日市市 | 四日市市役所 都市整備部建築指導課 許可認定係 | 059－ 354-8183 |
|  | 多気町，明和町， <br> 大台町 | 松阪建設事務所建築開発課 | $\begin{aligned} & \text { 0598- } \\ & 50-0587 \end{aligned}$ |  | 錠鹿市 | 鈴鹿市役所都市整備部 建築指導課 | $\begin{aligned} & 059- \\ & 382-9048 \end{aligned}$ |
|  | 伊勢市，玉城町，度会町，南伊縈町，大紀町 | 伊辝建設事務所建栄開発室 | $\begin{aligned} & \text { osp9- } \\ & 27-5210 \end{aligned}$ | 所 | 量山市※ | 亀山市役所産業建設部 都市整備語 | $\begin{aligned} & \text { 0595- } \\ & 88-5088 \end{aligned}$ |
|  | 鳥羽市，志摩市 | 志摩建设事務所建築開発課 | $\begin{aligned} & 0599- \\ & 43-9651 \end{aligned}$ | ， | 津市 | 津市役所 都市計画部 建築指導課 建築安全－耐震担当 | $\begin{aligned} & \hline 059- \\ & 229-3187 \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | 伊資市※，名張市※ | 伊賀建设事務所建築開発室 | $\begin{aligned} & 0595- \\ & 24-8239 \end{aligned}$ | 析 | 松阪市 | 松阪市役所 建設部建築開発課審査係 | $\begin{aligned} & 0598- \\ & 53-4156 \end{aligned}$ |
|  | 尾榪市，紀北町 | 尾算建設事務所建㛾開発課 | $\begin{aligned} & 0597- \\ & 23-3546 \end{aligned}$ |  | 伊賀市※ | 伊賀市役所建設部 建築課 | $\begin{aligned} & \text { 0595- } \\ & 22-9732 \end{aligned}$ |
|  | 能野市，潅活町， | 熊野建設事務所 建葴登発語 | $\begin{aligned} & \text { o597- } \\ & { }_{89-6148} \end{aligned}$ |  | 名張市 | 名張市役所都市整倍部 都市計画室 | $\begin{aligned} & 0595- \\ & 63-7698 \end{aligned}$ |

（1）「確認書」又は「住宅性能評価書」と併せて申請する場合の添付書類
（2）認定基準に災害配慮基準を追加Part． 2
など

## ※注意

令和 4 年 2 月 18 日（金）までに登録住宅性能評価機関へ事前審査 を依頼された方は，適合証の発行を受けた上で，令和 4 年 2 月 18 日（金）までに所管行政庁へ認定申請をしていただく必要が あります。
※亀山市，伊賀市，名張市の住宅で建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの（県の許可を必要と あります

するものを除くについては，各市の担当悹口となります。


本チラシに関するお問合せ先：三重県県土整備部住宅政策課 住まい支援班 TEL：059－224－2720 mail：jutaku＠pref．mie．Ig．jp

## 「確認書」又は「住宅性能評価書」と併せて申請する場合の添付書類の変更

【主な改正内容】

## R4．2．20 施行

品確法の改正により，登録住宅性能評価機関に長期使用構造等であることの事前審査を求 めた場合，「確認書」又は「住宅性能評価書（長期使用構造等であることを確認したもの）」か交付され，これを添えて所管行政庁へ行う認定申請等において，添付書類を変更します。
【法第5条第1，2項（新規申請 注文住宅）の場合】


## 認定基準に災害配慮基準を追加 Par＋．2

## 【基準の概要】

R4．2．20 施行
■長期優良住宅法の改正により，長期優良住宅の認定基準に災害配虜基準が追加されました。三重県では，自然災害のリスクが特に高い区域（以下「災害配慮対象区域」という。）内 の住宅は，この災害配慮基準に適合しないことから，認定が出来なくなります。
注意登録住宅性能評価機関による事前審査の審査項目ではありませんので，必ず申請前に申請予定の住宅が災害配慮対象区域内ではないことを碓認してください。

## ■災害配慮対象区域内外の考え方は以下のとおりです。



災害配慮対象区域（URL または二次元コ一ド等にてお問い合わせ先をご碓認ください。）
－地すべり防止区域（指定区域が異なるため，問い合わせ先1，2，3 それぞれにお問い合わせください。） お問合せ先 1 （https：／／www．pref．mie．Ig．jp／D1KENDO／11248001375＿00001．htm）（国土交通省所管） お問合せ先 2 （https：／／www．pref．mie．Ig．jp／CHIRIN／HP／m0117600052．htm）（林野庁所管）
お問合せ先 3 （https：／／www．pref．mie．Ig．jp／NOKIBAN／HP／m0108600036．htm）（農林水産省宸村振里局所管）
－急傾叙地崩壊危険区域
お問合せ先（https：／／www．pref．mie．Ig．jp／D1KENDO／11252001379＿00001．htm）
－土砂災害特別警戒区域
お問合せ・確認先（https：／／www．pref．mie．Ig．jp／HOZEN／HP／06770006284＿00003．htm）
－災害危険区域（紀宝町の一部）
お問合世先（紀宝町役場 基盤整備課 TEL：0735－33－0357）

